

告知：新規承認医薬品「コンドリアーゼ」使用に係る技術料の算定について

社会保険等委員会
委員長 平泉 裕

一般名「コンドリアーゼ」は、腰椎椎間板ヘルニア治療剤「ヘルニコア椎間板注用 1.25 単位」
として 3 月 23 日に承認、5 月 22 日に薬価基準収載され、8 月から販売されています。

1. 算定方法

掲題通知が平成 30 年 5 月 25 日厚労省保険局医療課発疑義解釈資料として告示されました。

- 1) 日本脊椎脊髄病学会及び日本脊髄外科学会等が認定した施設において、コンドリアーゼを用いて後縦靭帯下脱出型の腰椎椎間板ヘルニアに治療を行った場合は、K126 脊椎、骨盤骨（軟骨）組織採取術（試験切除によるもの）「2」その他のもの 4,510 点を準用して算定する。
- 2) 算定に当たっては、学会から認定された施設であることを証する文書の写しを添付すること。

2. 医師要件・施設要件

[医師要件] 以下①～②を満たす医師とする。

- ①日本脊椎脊髄病学会指導医、その指導下にある医師*、もしくは本剤の治験に参加した医師
 - ②椎間板穿刺経験がある、もしくは腰椎椎間板ヘルニア手術 50 例以上の経験がある医師
- *指導下にある医師については、自施設の指導医の許可を得ること

[施設要件] 以下①～④を全て満たす施設とする。

- ①X線透視設備（C-アームなど）があり清潔操作のもと本剤を投与可能な施設
- ②ショック・アナフィラキシーに対応可能な施設
- ③緊急時に脊椎手術ができる、または脊椎手術ができる施設と連携している施設
- ④入院設備がある施設

*上記要件を満たす指導医ならびに施設リストは、一般社団法人日本脊椎脊髄病学会ホームページに掲載されています。

添付文書リンク：<http://www.pmda.go.jp/PmdaSearch/iyakuDetail/GeneralList/3999447D1>